



埼玉県報

第 2 4 6 3 号
平 成 2 5 年 2 月 1 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [乳製品製造機器の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(広聴広報課\)](#)
- [越谷都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の皆伐面積の限度\(森づくり課\)](#)
- [七郷北部土地改良区の新規土地改良事業\(維持管理事業\)施行及び定款変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報告\(建築安全課\)](#)
- [録音録画装置の購入に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [情報分析デジタル地図の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [一般国道122号の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンターの乳房X線撮影装置一式の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センターの患者監視システム一式の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の洗浄消毒装置の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の採血管準備システムの調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のMRI装置一式の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県公安委員会の掲示板の設置場所に関する告示\(警察・総務課\)](#)
- [不在者投票を行うことのできる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人あさかプレーパークの会
- 三 代表者の氏名
野上 眞由美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市栄町三丁目六番三十四 四〇三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、プレーパークの活動など、子どもが自由に遊べる環境づくりに関する事業を行い、子どもを中心とした地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく
- 三 代表者の氏名
青木 照代
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市東越谷三丁目六番地二十三 生活クラブ生活協同組合・越谷生活館一階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自分と仲間、地域の人達に対し、相互扶助を行い、豊かな地域社会を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
乳製品製造機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立熊谷農業高等学校 埼玉県熊谷市大原 3 丁目 3 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成24年11月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
石山商工株式会社 埼玉県熊谷市問屋町 4 丁目 2 番 7 号
- 5 落札金額
28,665,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年10月16日

告 示

埼玉県告示第百二十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,330千部×12回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり(8頁物・12頁物)の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だよりの」を一時保管する場所が確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。

なお、この配布については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 吉川・岩倉 電話048-830-2857（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成25年3月21日（木）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 平成25年3月19日（火）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。
ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（各1部当たり（8頁物・12頁物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額）×2,330千部×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（各1部当たり（8頁物・12頁物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額）×2,330千部×1.05×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年2月28日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成25年2月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,330,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender: 10:00 a.m.21, March, 2013. (tender submitted by mail 5:00 p.m.19, March, 2013)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

告 示

埼玉県告示第百二十一号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク越谷花田店

埼玉県越谷市花田一丁目十七 二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

廃棄物の発生抑制に努めるとともに、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については、分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。

屋上駐車場のスロープの騒音対策及び、室外機等のダクトの向きやメンテナンスなどに留意し、騒音・異臭による苦情が近隣住民から出ないように適正に運営すること。

通学路に指定されていることから、開店後の安全対策だけでなく、工事中も児童の安全確保に細心の注意をすること。

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長谷川ビル

埼玉県川越市砂新田八十九番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間九十日は午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間九十日は午前八時三十分）から

午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分

八 変更年月日

平成二十五年三月一日

二 届出年月日

平成二十五年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新山ビル

埼玉県新座市東三丁目十六 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ウエルパーク 代表取締役 山田一雄

（変更後）株式会社ウエルパーク 代表取締役 柿内宏一

ハ 変更年月日

平成二十一年十月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新山ビル

埼玉県新座市東三丁目十六 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間九十日は午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間九十日は午前八時三十分）から

午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成二十五年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井二千三百八十三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外計九者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外計七者

ハ 変更年月日

平成十六年三月三十一日外

二 届出年月日

平成二十五年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井二千三百八十三外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二七三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一七三台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間九十日は午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間九十日は午前八時三十分）から

午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成二十五年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松伏ニュータウンショッピングセンター

埼玉県北葛飾郡松伏町松葉一丁目五番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外計八者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外計七者

ハ 変更年月日

平成十六年十二月二十五日外

ニ 届出年月日

平成二十五年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松伏ニュータウンショッピングセンター

埼玉県北葛飾郡松伏町松葉一丁目五番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間九十日は午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間九十日は午前八時三十分）から

午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成二十五年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百三十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 区 域	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	160.32
		土砂流出防備保安林	100.65
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 区 域	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字南峯・ 大字寺竹	防風保安林	0.26
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.10
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.50
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、鳩 山町	防風保安林	0.52
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.66
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	48.85
		土砂流出防備保安林	22.96
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	49.02
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀨町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	145.64
		土砂流出防備保安林	225.08
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川鬻川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	2,012.49
		土砂流出防備保安林	81.16
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩父地区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,302.37

告 示

埼玉県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の新規土地改良事業の施行及び当該事業の施行に伴う定款の変更を平成二十五年一月二十八日それぞれ認可した。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

七郷北部土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡嵐山町

告 示

埼玉県告示第百三十二号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

株式会社フユウ	商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
武公磨			埼玉県入間市東藤沢六丁目二番十六号

告 示

埼玉県告示第百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
録音録画装置 30台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年1月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額
23,625,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年12月4日

告 示

埼玉県告示第百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
52,531,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年11月16日

告 示

埼玉県告示第百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
情報分析デジタル地図の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ドーン 兵庫県神戸市中央区磯上通2丁目2番21号三宮グランドビル
5 F
- 5 落札金額
141,214,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年10月26日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原

正 明

百二十二号	路線名
川口市大字西新井宿字竹下三四七番一 地先から 同市大字西新井宿字南原八九番三 地先 まで	供用開始の区間
平成二十五年二月一日	供用開始の期日
平成十四年十一月一日付け、埼玉県告示 第二千九号で区域変更した区間の一部 供 用開始。	備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原

正 明

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市大字新井宿字下吉斗時一二番四地先から 同市大字新井宿字下吉斗時四番二地先まで
供用開始の期日	平成二十五年二月一日
備考	平成二十三年二月二十二日付け、埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号で区域変更した区間の一部供用開始。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月十七日

指令川建セ第二二〇一―三一号

二 検査済証番号

平成二十五年一月二十五日

川建セ第二四〇一―〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字三保谷字元宿三五六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県上尾市泉台三丁目一五番地七 ヴィラ・メリディアン

村田 聡 村田 園子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指定番号	九号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年一月二十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県入間市扇台二丁目千四百三十三ノ四、千四百七十七、埼玉県入間市扇台六丁目八百八十四ノ四、八百八十三ノ二十九
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百五十五・〇〇メートル 百五十六・四〇メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・五〇、六・〇〇メートル 四・七〇、五・〇〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年一月二十四日

指令越建セ第二三〇〇八三二号

二 検査済証番号

平成二十五年一月二十八日

越建セ第五四一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎九百四十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮三百六番地十三 グリーンパレスB棟202号室

中西 玄

告 示

埼玉県公営企業告示第十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年二月一日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量(単価契約)

以下の物品ごとに入札に付する。

ア	水道用ポリ塩化アルミニウム	9,869 トン
イ	水道用液体塩素	808 トン
ウ	水道用次亜塩素酸ナトリウム	940 トン
エ	水道用粉末活性炭(ウェット炭)	302 トン
オ	水道用粉末活性炭(ドライ炭)	239 トン
カ	水道用濃硫酸	1,287 トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

ア～オ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで

カ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(詳細は入札説明書による。)

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場ほか 4 浄水場(詳細は入札説明書による。)

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措

置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局
水道管理課水質担当 川崎 博康 電話 048-830-7094 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 入札書受付期間

ア システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月27日(水)午後5時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月27日(水)午後5時まで(必着)。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
埼玉県企業局財務課契約担当 電話 048-830-7038 (直通)

(5) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

(ア) 水道用ポリ塩化アルミニウム 平成25年3月28日(木)午前10時00分

(イ) 水道用液体塩素 平成25年3月28日(木)午前10時30分

(ウ) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 平成25年3月28日(木)午前11時00分

(エ) 水道用粉末活性炭(ウェット炭) 平成25年3月28日(木)午後1時30分

(オ) 水道用粉末活性炭(ドライ炭) 平成25年3月28日(木)午後2時00分

(カ) 水道用濃硫酸 平成25年3月28日(木)午後2時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成25年2月22日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) システムを利用する場合

システムから確認申請する。

(イ) 紙媒体の入札書を郵送する場合

3(1)の場所に郵送(書留郵便又は簡易書留)により提出する。

イ 入札者は、3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話 048-830-5775(直通)〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったときまたは減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased:

- a) Polyaluminium Chloride 9,869 tons
- b) Liquefied Chlorine 808 tons
- c) Sodium hypochlorite 940 tons
- d) Powdered Activated Carbon 302 tons
- e) Dry Powdered Activated Carbon 239 tons
- f) Sulfuric acid 1,287 tons

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system: 5:00 p.m. , 27, March, 2013.

(Tendering by registered mail must be received by 5:00 p.m. , 27, March, 2013)

(3) Contact point for notice:

Waterworks Management Division, Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-14-21, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-7094

告 示

埼玉県病院事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
乳房 X 線撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 24 年 12 月 18 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士フイルムメディカル株式会社北関東地区営業本部
埼玉県さいたま市大宮区浅間町 2 丁目 240 番地
- 5 落札金額
55,545,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 24 年 11 月 6 日

告 示

埼玉県病院事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
患者監視システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス埼玉営業所
埼玉県さいたま市中央区新中里5丁目22番2号
- 5 落札金額
32,550,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年11月6日

告 示

埼玉県病院事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年二月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

洗浄消毒装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年10月31日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・遠藤
電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地
埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月14日（木）午後1時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月13日（水）午後5時まで
(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年3月14日（木）午後1時40分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年2月26日（火）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成

物品の売買契約及び保守点検業務委託契約それぞれについて作成するものとする。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Washer-disinfector

(2) Time-limit for tender:

1:30 p.m., March 14, 2013 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., March 13, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年二月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

採血管準備システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年11月29日

(4) 履行場所

納入場所は、埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院とする。

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3
埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・石野
電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905
 - (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地
埼玉県立がんセンター事務局 新病院準備担当 深澤
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129
 - (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。
 - (4) 入札説明会
なし。
 - (5) 入札書の受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月14日（木）午前10時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月13日（水）午後5時まで（必着）
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
 - (6) 開札の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 平成25年3月14日（木）午前10時10分
開札への立会いは不要とする。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年2月26日（火）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Blood-collecting vessel preparation system

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., March 14, 2013 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., March 13, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年二月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

MR I 装置一式及び保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期限

平成26年2月14日

(本調達物品に係る納入期限は、平成25年12月27日とし、本調達物品に係る調整等を含めた期限であること。また、既存装置の撤去に係る期限は、平成26年2月14日とする。)

(4) 委託業務の履行期間

購入物品の検査に合格した日の翌日から6年間（保証期間を含む。）

ただし、平成25年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(5) 履行場所

納入場所は、埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院とする。

なお、既存装置の撤去については、埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンターであるので留意すること。

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

入札金額は、物品代金及び履行期間全体の保守点検業務委託代金の総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく、以下の許可を受けている者であること。
- ア 法第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可
- イ 法第40条の2の規定に基づく医療機器の修理業の許可（本件医療機器製造業者自らが入札に参加する場合を除く。）

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・田村
電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905
- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先
- 〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地
埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
- イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (4) 入札説明会
なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月14日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月13日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年3月14日（木）午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年2月26日（火）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成

物品の売買契約及び保守点検業務委託契約それぞれについて作成するものとする。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 物品売買契約金額と保守点検業務委託契約金額の決定

落札金額の物品売買契約金額と保守点検業務委託契約金額との振り分けは、埼玉県と落札者で協議して定める。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

MRI device and Maintenance duties

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., March 14, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., March 13, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年二月一日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十五年二月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十五年二月定例会提出予定案件について

ロ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第16号

埼玉県公安委員会の掲示板を次の場所に設置した。

平成25年2月1日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

- 1 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県庁第二庁舎北側出入口脇
- 2 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5 埼玉県警察本部分庁舎（上尾）正門脇（道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第7項、第10項、第14項及び第18項並びに第75条の2第3項並びに確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する場合に限る。）

告示

埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年二月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
介護老人保健施設	医療法人社団 明雄会 介護老人保健施設 エスポワールさいたま	埼玉県さいたま市緑区大字大門 字西裏千五百四十八番地七
老人ホーム	社会福祉法人 和泉の会 特別養護老人ホーム いずみ熊谷	埼玉県熊谷市平戸二百十二番地一